平成２３年（フ）第５４号
岐阜県多治見市幸町１丁目１番地の１　マーブル七番館1102
債務者　全　　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１４９号
静岡県沼津市岡一色27番地の１　エンゼルハイム岡一色第２―301
債務者　秋山　　巌
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
愛知県一宮市浅野字内浦22番地１　コーポフレンド103号
債務者　青山登志子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４６号
三重県松阪市大口町1162番地397
債務者　吉田邦こと　田　　炳國
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第４７号
三重県松阪市大口町1162番地397
債務者　吉田愛子こと　金　　玉愛
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第５４号
三重県松阪市上川町561番地４
債務者　福田　咲子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２６号
京都府亀岡市曽我部町南条中向田21番地２
債務者　松倉　　環
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１５９４号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番２―505号
債務者　清水　美加
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１０号
大阪府茨木市稲葉町１番24号
債務者　山口　静江
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８６４号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目13番２号
債務者　藤原　正義
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８６７号
大阪府豊中市宮山町３―８―20、住民票上の住所大阪府豊中市東泉丘２丁目７番２―203号
債務者　畑　あゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８９６号
大阪府豊中市箕輪２丁目２番33―101号
債務者　廣瀬　秀樹
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９２１号
大阪市北区黒崎町14番17号　ニュー大隅ハイツ303号室
債務者　飯田　惠子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９４７号
大阪府門真市上野口町30―２、住民票上の住所大阪府門真市常称寺町３番16号
債務者　岡久　昇平
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７２号
大阪府東大阪市菱江３丁目16番６―508号
債務者　山下　心彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２４号
大阪府大東市御領４丁目１―５、住民票上の住所大阪府門真市大字三ツ島1018番地の48
債務者　畑中浩太郎
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３７１号
大阪府三島郡島本町江川１丁目16番21―106号
債務者　岩野　孝子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部